

北名古屋市都市農業振興基本計画

～ みどり 水土里ゆたかで誰もが安全に安心して暮らせる

北名古屋市をめざして ～



平成 31(2019) 年 3 月
北名古屋市

はじめに

北名古屋市における都市農業の振興施策といたしましては、大都市近郊という利便性を活かしながら、米、イチジク、ネギなどの生産が行われ、消費者に安全・安心で新鮮な農産物の供給が行われているほか、レジャー農園や農業塾は、市民の皆様にとり土や作物に触れていただく貴重な機会を提供しています。

他方では、大都市近郊であることから、農地の宅地化が進むとともに、農業者の高齢化、担い手不足などから農業への意欲の低下や昭和30年代から40年代にかけて造成した農業用排水施設の老朽化が進行し、都市農業・農地の存続が危ぶまれるようになってきました。

そういった中、近年においては、異常気象により全国各所で集中豪雨が頻発するようになり、周辺を河川で囲まれる本市においては、雨水貯留機能を有する水田の存在は非常に大きいものがあります。また、いつ起きてもおかしくないと言われております南海トラフ地震が発生した際には、市民の皆様は一時的な避難場所として市街地にある農地に逃げ込むことが、現実的な選択肢の一つとなります。

このように、市民の皆様にとって非常に有用で、かつ、多様な機能を発揮する都市周辺の農地を、いかに適正に保全するのが本市にとって大きな課題であります。

こうした状況の下、平成27(2015)年に「都市農業振興基本法」が施行されました。この法律に基づき国におかれては、平成28(2016)年に「都市農業振興基本計画」を策定され、都市周辺の農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」への転換が明記されました。また、愛知県においても平成29(2017)年に「愛知県都市農業振興計画」を策定されたところです。

これらの動きを受け、本市においても、都市農業振興の羅針盤となる「北名古屋市都市農業振興基本計画」を策定いたしました。本計画では、都市農業の振興により農地の適正な保全を図ることで、都市農業が有する多様な機能を十分に、かつ、効果的に発揮させることにより「水土里ゆたかで誰もが安全に安心して暮らせる北名古屋市」をめざします。

今後は、本計画に基づき、農業者、農業団体にとどまらず、市民、行政の四者が、それぞれの立場と役割を踏まえつつ連携のうえ、各種施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、農業者や市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対しまして、心より厚くお礼申し上げます。



平成31(2019)年3月

北名古屋市長

《 本資料の見方 》

- 数字等の後の（※）については、その根拠及び出典等を各項目末に記載しました。
- 専門的な用語については、その用語の後に（用 P.OO）と記載し、用語を解説している資料編 用語集のページがわかるようにしました。
- 本文の説明及び補完する資料については、巻末資料として資料編に添付し、本文には参照ページとして（資 P.OO）と記載しました。

【目 次】

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画対象の都市農地	4
4 計画期間	4

第2章 農業等の現状と課題

1 人口の動向と社会情勢	5
2 農業の概況	
(1) 営農状況	6
(2) 農業就業者及び農家戸数	6
(3) 耕地面積	8
(4) 農業産出額と市民の農業への関心	9
(5) 農業用排水施設	10
3 地域の状況	
(1) 農業振興地域の指定	11
(2) 都市化の進展	12
(3) 新川総合治水対策	13
(4) 市街化区域内農地の税制等	14

第3章 都市農業のめざす姿

1 都市農業の有する多様な機能	15
(1) 農産物を供給する機能	15
(2) 防災の機能	16
(3) 良好な景観の形成の機能	16
(4) 国土・環境の保全の機能	17
(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能	17
(6) 農業に対する理解の醸成の機能	18
2 都市農業の有する多様な機能の貨幣評価の試算	19
3 都市農業の有する多様な機能の効果の啓発・共有化	19
4 都市農業のめざす姿の設定の考え方	20
5 都市農業を通して北名古屋市がめざすもの	21

第4章 都市農業振興施策の取組

.....	23
施策体系	24

1 農業生産の強化のための支援

(1) 農業用排水施設の更新整備	25
(2) 多様な担い手の確保・育成	26
(3) 米のブランド化推進	
① 米のブランド化の研究	26
② ブランド米の地産地消や販路の開拓	27
③ ブランド米による基金創設の検討	27
(4) 畑作振興への支援	
① 小規模市場への支援	28
② 収穫体験への支援	29
③ 畑作特産物開発、契約栽培等への誘導・支援	29
(5) 農地・農作業のマッチングの取組への支援	30
(6) 有機栽培技術の振興（いきいき農業塾）	31
(7) 農福連携による都市農業の振興	32
(8) 6次産業化の取組への支援	32
(9) 地域資源の適切な保全管理	33

2 身近に土とふれあえる機会の充実

(1) レジャー農園の推進	34
(2) 学校給食における地産地消による食育の推進	35
(3) 都市農業の啓発事業に対する支援及び多様な機能の発信	36
(4) 水田魚道の啓発・普及	37

3 農地防災機能の効果的な発現

(1) 水田貯留効果の保全	39
(2) 防災協力農地の確保	40

第5章 計画の推進体制

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
--------------------------	----

資料編

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
● 用語集	44
● 巻末資料	
別紙 1 水田が持つ雨水の貯留・浸透機能の貨幣評価の試算	53
別紙 2 農業用排水路 要改修水路位置図	54
別紙 3 地域の絆を強くする「水田魚道」	55
● 北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会条例	56
● 北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会 構成員	58
● 北名古屋市都市農業振興基本計画策定までの経過表	59

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的

都市農業(用 P.44)は、これまで都市化の圧力を受けつつも、農業者等の努力により営まれてきたことにより、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能を発揮してきました。他方では、人口の減少や高齢化が進む中、これまで宅地化すべきものとして見られてきた都市農地に対する開発圧力も低下してきており、また、都市農業に対する住民の評価も高まっています。とりわけ、東日本大震災を契機として、防災の観点から都市農地を保全すべきとの評価も広がっているところです。

こうした背景のもと、都市農業の安定的な継続を図るとともに、その多様な機能の適切、かつ、十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成27(2015)年4月に「都市農業振興基本法」(以下「基本法」という。)が施行されました。その基本法に基づき、国においては平成28(2016)年5月に「都市農業振興基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定され、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく方針転換されました。

また、愛知県においても、平成29(2017)年3月に「愛知県都市農業振興計画」が策定され、都市農業が持つ様々な可能性を広げ、その豊かさを農業者と都市住民がともに享受して未来につなげられるよう、県としての都市農業のめざす姿が示されました。

北名古屋市においては、大都市近郊という地理的特性にもかかわらず、市域約1,800haのうち、農地は2割以上を占めており、まとまった農地が広がっています。

他方、数十年に一度の大雨になると予想される場合に発令される大雨特別警報が近年頻発する中、北から西にかけては五条川、東は大山川、南は新川に囲まれる本市にとっては、集中豪雨が続けば、河川に排水できなくなり、大きな浸水被害が懸念されます。

また、本市の人口は 8 万 5 千人を超え、人口密度も県下の市町村で 3 番目（平成 29(2017)年 10 月 1 日現在）（※）に高い状況の中で、近い将来、発生が危惧される大規模地震に対する一時避難場所の確保や市民相互の助け合い精神の醸成などが必要とされています。

こうした中、昨今の都市農業を取り巻く社会情勢の変化は、本市において都市農業に改めて目を向ける絶好の機会と捉え、大都市近郊という北名古屋市の地理的特性を活かした都市農業の振興を図るとともに、地域防災・減災、地域コミュニティ（用 P.44）の活性化や豊かで良好な都市環境の形成など多様な機能を有する都市農地の保全を図ることを目的とし、基本法に基づき「北名古屋市都市農業振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

都市農業の振興はもとより、都市農業が有する多様な機能の十分な発揮をとおして、安全・安心でうるおいのある市民生活が持続的に送られるよう、本計画における各種施策を適時・適切に展開していきます。

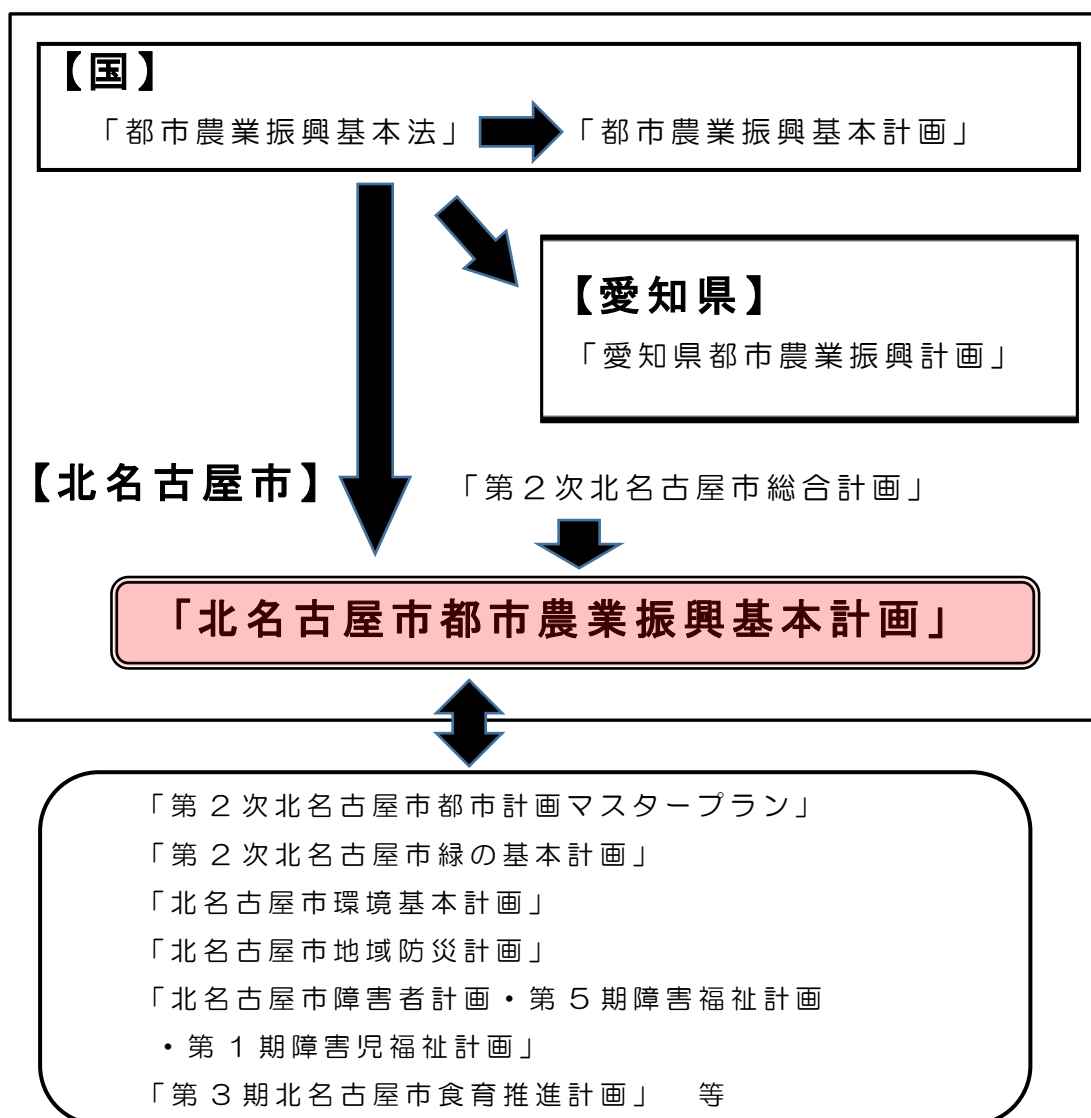
（※2017 年 10 月 1 日推計人口、全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。）



2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 10 条の規定を根拠として、本市における都市農業の振興と都市農業が有する多様な機能が十分に発揮されるよう定めた地方計画です。

「第 2 次北名古屋市総合計画」を上位計画として、「第 2 次北名古屋市都市計画マスタープラン」、「第 2 次北名古屋市緑の基本計画」、「北名古屋市環境基本計画」、「北名古屋市地域防災計画」、「北名古屋市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」、「第 3 期北名古屋市食育推進計画」等との整合を図りながら策定します。【図-1 参照】



【図-1 「北名古屋市都市農業振興基本計画」の位置付け】

3 計画対象の都市農地

基本法第2条において「都市農業とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。」と規定されています。

本市においては、昭和44(1969)年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域(用P.44)(以下「農業振興地域」という。)の指定を受けておらず、農業の振興を図る拠りどころがないことから、市域全体の農地を本計画対象の都市農地としています。

4 計画期間

本計画については、上位計画の第2次北名古屋市総合計画との整合を図りながら、都市農業の振興等に関する総合的な施策を長期的な視点で推進することが必要です。したがって、本計画期間は、第2次北名古屋市総合計画の計画期間の10年間との整合を図るとともに、10年後の本市の都市農業のめざす姿を見据え、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までとします。



第2章 農業等の現状と課題

1 人口の動向と社会情勢

本市の人口は、平成30(2018)年4月1日現在85,584人(※)であり、名古屋市に隣接という良好な立地条件などにより、近年、人口減少が進む自治体が多い中で、直近3か年(平成27(2015)年～平成30(2018)年)平均で毎年500人弱の人口増で推移しています。

こうした中、住宅用地として新たに供給されているのは主として農地であり、市街化区域(用P.44)においては農地と住宅地との混在化、市街化調整区域(用P.44)においてはスプロール化(用P.45)が進んでおり、農業を行ううえでも生活をするうえでも、互いに良好な環境とはいえない状況が増えつつあります。

また、他地域からの転入者も多いことから、地域行事などに馴染んだり、地域住民とのコミュニケーションを上手くとれるようにするため、地域コミュニティの強化が必要です。

(※ 愛知県人口動向調査)



2 農業の概況

(1) 営農状況

本市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、地形は海拔 5 メートル前後と極めて平坦な地形です。本市を囲むように合瀬川、五条川、新川などの河川が流れ、うるおいのある豊かな田園風景が広がっています。気候は、年間を通じて温暖であり、木曽川・庄内川などの沖積地に発達した生産性の高い肥沃な土地を利用して、古くから農業が発展してきました。

現在の本市の農業は、北東部・南部・西部に広がる水田において、あいちのかおりを中心とした水稻栽培を行っており、畑作ではホウレンソウ、ネギ、イチジクなどを栽培しています。安価な輸送費で大消費地に新鮮な農作物を供給できるという都市近郊農業の利点を活かしているものの、ブランド化や地産地消等が進んでいないという課題を抱えています。

(2) 農業就業者及び農家戸数

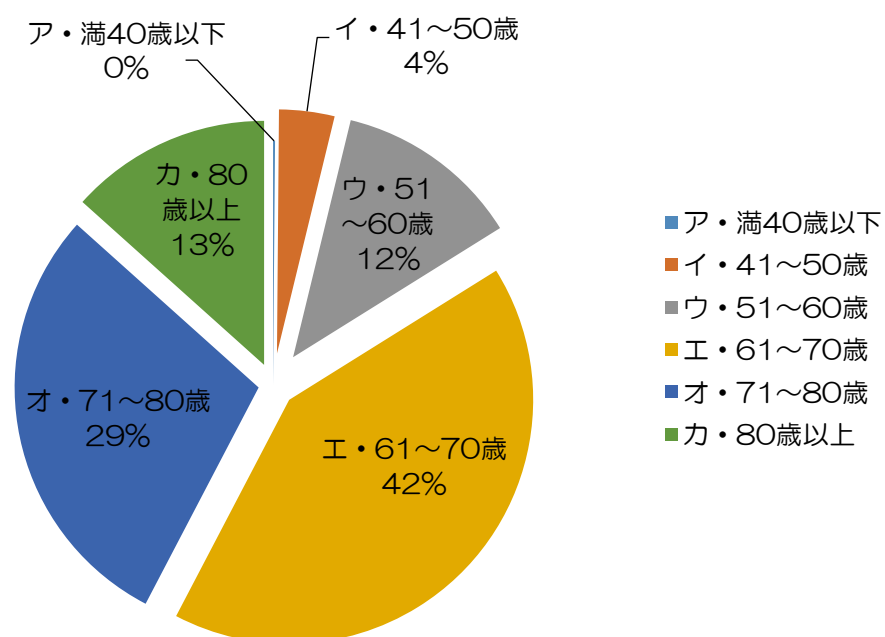
平成 27(2015)年における本市の農業就業者（販売農家（用 P.45））数は 505 人（※）で、基幹的農業従事者（用 P.45）数は 404 人（※）、うち認定農業者（用 P.45）数は 2 人（うち法人 1 組織）（※）となっています。また、総農家戸数は 1,013 戸で（※）、うち販売農家戸数は 348 戸（※）、また、そのうち主業農家（用 P.45）戸数は 19 戸（※）です。平成 22(2010)年における農業就業者（販売農家）数は 691 人（※）、販売農家戸数は 495 戸（※）であったので、この 5 年間で農業就業者（販売農家）は約 27%減、販売農家戸数は約 30%減少しています。

また、平成 26(2014)年度に商工農政課が実施した農家アンケート調査の結果では、主に農業に従事している者の 84%が、61 歳以上となっており、著しく高齢化が進んでいます。【図-2 参照】

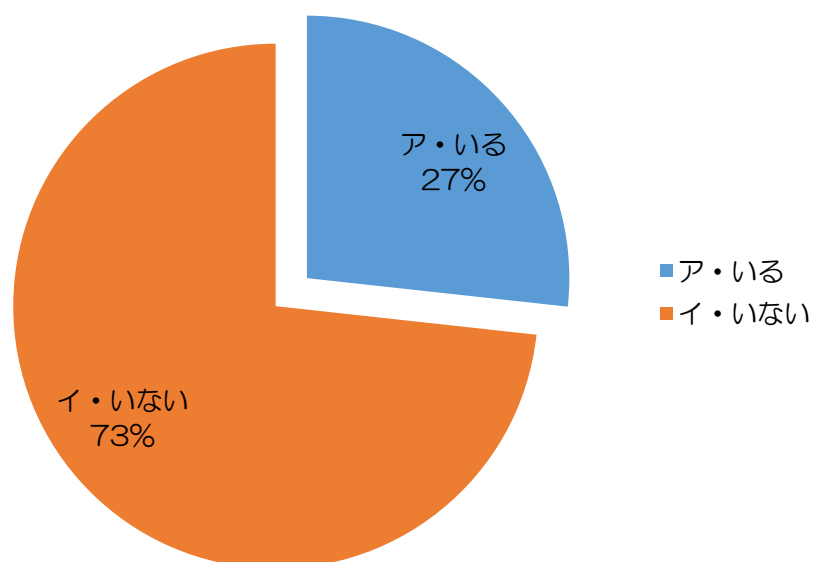
農業後継者についても、同じアンケート調査結果で「いる」との回答は、27%でした。【図-3 参照】

このような状況から、高齢化の進展、農業後継者・担い手（用 P.45）の不足は深刻な状況にあります。

（※ 2015 年農林業センサス（用 P.46））



【図-2 主に農業に従事している者の年齢構成】
 資料：平成 26(2014)年度 商工農政課 農家アンケート調査結果



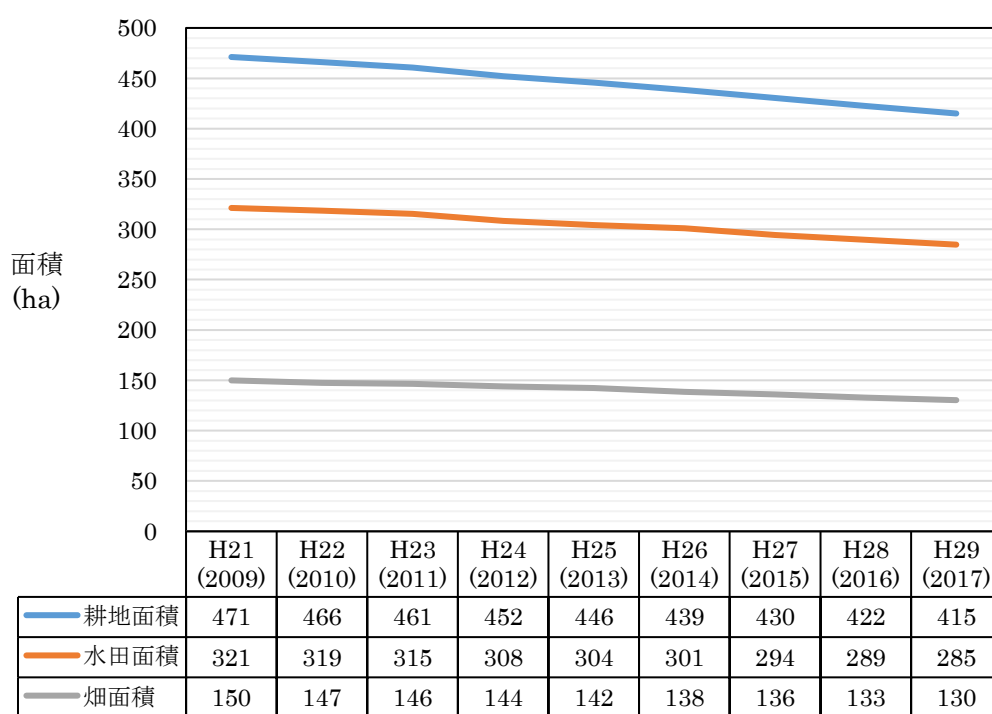
【図-3 農業後継者の有無】
 資料：平成 26(2014)年度 商工農政課 農家アンケート調査結果

(2) 耕地面積

農業委員会が毎年実施している調査では、本市の平成29(2017)年4月1日現在の耕地面積(用 P.46)は、415haで、地目別では水田が285ha、畑が130haです。これは、5年前の平成24(2012)年比で耕地面積は約8%減(水田で約7%減、畑で約10%減)で、近年では毎年、5～9haほどの転用が進み、農地は減少傾向にあります。【図-4 参照】

その一方で、本市の総面積は1,837ha(※)で、そのうち耕地面積は市全体面積の22.6%を占めており、本市は大都市近郊であるにもかかわらず、依然としてまとまった農地が存在しています。【図-5 参照】

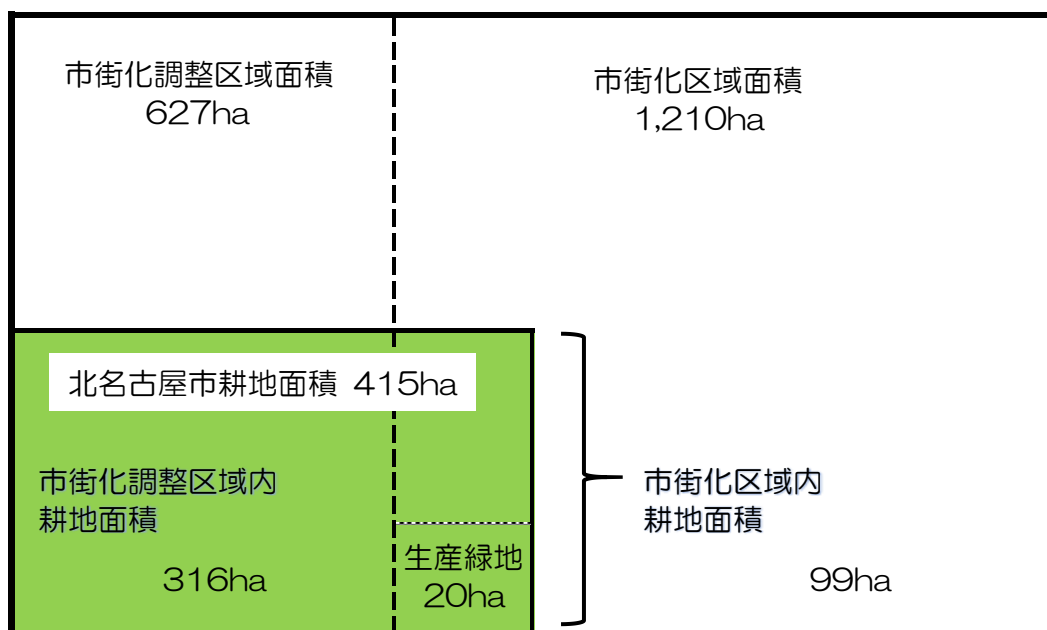
(※ 2015年農林業センサス)



【図-4 耕地面積の推移】

資料：農業委員会調べ

北名古屋市全体面積：1,837ha



【図-5 耕地の区分模式図】

資料：都市整備課、農業委員会調べ

(3) 農業産出額と市民の農業への関心

本市の農業産出額(用 P.46)は、6.2 億円(※1)で、品目別では、米が 2.6 億円(※1)、野菜が 3.1 億円(※1)、果樹等が 0.4 億円(※1)となっています。愛知県全体の農業産出額は 3,154 億円(※2)ですが、本市の県内シェアは 0.2%にも満たず、特段の特産物もない状況です。

ただし、旧師勝町では平成 3(1991)年度から、旧西春町では平成 11(1999)年度から、農業者以外の市民を対象としてレジャー農園(用 P.46)を提供していますが、平成 30(2010)年 4 月現在、742 区画中 690 区画が利用され、利用率は約 93%と有効に活用されており、農業に関心を持つ市民も多く存在しています。

(※1 平成 28(2016)年市町村別農業産出額(推計))

(※2 平成 28(2016)年農林水産統計)

(4) 農業用排水施設

昭和 40(1965)年度から昭和 45(1970)年度にかけて県営かんがい排水事業により改修された幹線水路(用 P.46)や昭和 29(1954)年度から昭和 51(1976)年度にかけて行った土地改良事業により改修された支線水路(用 P.46)・末端水路(用 P.47)は、現在では著しく老朽化が進行しており、維持管理や施設の補修に毎年 1 億円ほどの金額が費やされています。

ほとんどの農業用排水施設(用 P.47)が、耐用年数の 40 年(※)を経過しており、抜本的な改修には莫大な費用と時間を要します。

また、水路は老朽化の問題だけではなく、通水期では用水と排水が兼用する水路を堰き止めて用水を取水しているところも多いことから、一旦大雨が降ると浸水被害が生じる懸念があるため、堰の人的な緊急操作が必要な状況にあります。

(※ 昭和 43(1968)年 3 月 29 日付け 42 農地 C 第 90 号農地局長通達)



3 地域の状況

(1) 農業振興地域の指定

本市には、まとまった農地が残っていますが、農業振興地域の指定を受けていないことから、国費・県費が導入される補助制度や融資制度等を活用した農業振興施策の計画的、かつ、集中的な実施が困難な状況にあります。



(2) 都市化の進展

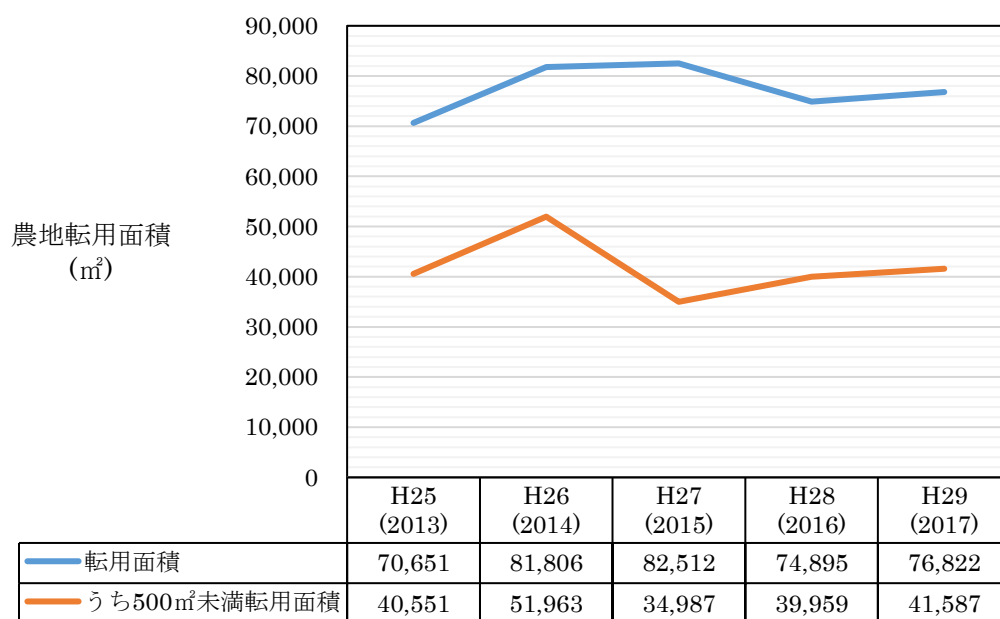
都市化の進展は、市街化区域のみならず、市街化調整区域においてもスプロール化が進行しつつあることから、市内にめぐらされている農業用水路に家庭雑排水等が混入するようになり、用水の水質の問題などから良質な農産物の安定供給が困難な状況にあります。このことが農業者が農業を行っていくために必要不可欠となる農産物のブランド化や高付加価値化などに支障をきたす要因の一つとなっているため、生活雑排水の農業用水路への混入を極力抑える必要があります。



(3) 新川総合治水対策

平成 18(2006)年 1 月新川流域が「特定都市河川浸水被害対策法(用 P.47)」の適用を受け「特定都市河川流域」に指定され、500 m²以上の開発(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は愛知県知事等の許可が必要となり、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留施設の設置が義務付けられました。

そういった中、法的には雨水貯留施設の設置義務がない500 m²未満の農地転用案件が農地転用全体の半分程度を占めていること【図-6 参照】、また、許可基準に基づいた雨水貯留施設を設置しても、元々あった水田の貯留能力を完全にカバーしきれないことから、水田の転用が進むにつれ、地域の貯留機能は年々減少しています。



【図-6 農地転用面積の推移】

資料：農業委員会調べ

【農地転用に伴う貯留機能減少の例】(田から宅地等への転用)

雨水貯留施設の貯留能力：280 m³/ha 以上(※)

水田の貯留能力：5,000 m³/ha

(田面と周辺道路との高低差を 50cm と仮定)

(※ 北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要領)

(4) 市街化区域内農地の税制等

本市では、農業を今後も継続したいという農業者の要望や公害・災害への備え、良好な都市環境を守るという観点から、合併を契機として平成 20(2008)年 12 月に生産緑地法に基づき、生産緑地(用 P.47)を 21ha(※1)指定しました。平成 29(2017)年 3 月現在の市街化区域内農地は、99ha(※2)あり、うち生産緑地は、20ha(※1)存在しています。

国の基本計画には、都市農業振興を図るうえでの税制上検討する項目として①生産緑地を除く市街化区域内農地の保有に係る税負担のあり方、②賃借される生産緑地等に係る相続税納税猶予のあり方の二点について規定されており、②の賃借される生産緑地等に係る相続税納税猶予のあり方については、平成 30(2018)年 6 月に「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」が成立し、貸付けされた生産緑地についても相続税の納税猶予が適用されることとなりました。①の生産緑地を除く市街化区域内農地の保有に係る税負担のあり方については、現在、国において検討しているところです。

市街化区域内農地の維持・保全や都市農業を継続的行っていくためには、市街化区域内農地の保有に係る税負担のあり方は重要な要素であることから、今後も国の動向を注視していく必要があります。

(※1 都市整備課調べ)

(※2 農業委員会調べ)



第3章 都市農業のめざす姿

1 都市農業の有する多様な機能

都市農業の有する多様な機能とは、基本法第3条第1項において「都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等」と定義され、さらに「これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。」と規定されています。

以下、都市農業の有する多様な機能について説明します。

(1) 農産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能で、地元産の農産物を地域のレストランで提供したり、ブランド化して加工したり、イベントでとりあげたりすることで、まちおこしにもつながります



(2) 防災の機能

豪雨時において、水田は雨を一時的に貯留し、宅地への浸水被害や河川等一気に流出することを防止します。また、畑については火災時における延焼の防止や地震時における一時避難場所、災害時における農産物や井戸水の提供、仮設住宅建設用地や復旧用の資材置き場等のための防災空間としての機能が期待されます。



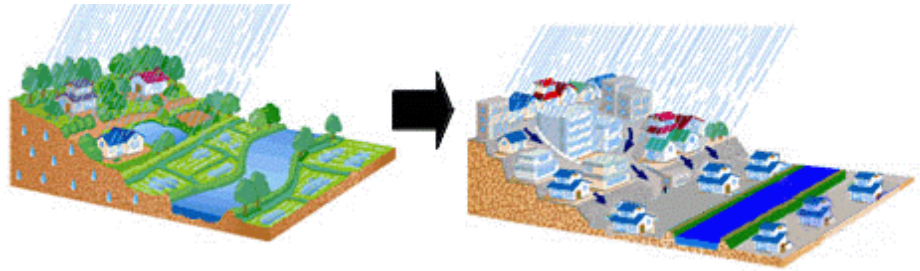
(3) 良好な景観の形成の機能

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能で、田園の風景や田畑を潤す水、美しい緑、心地よい風、四季の移り変わりなどは、そこを訪れた人々の気分を落ち着かせ、心を癒やすなどの保健休養の場を提供しています。



(4) 国土・環境の保全の機能

都市の緑として、地球温暖化やヒートアイランド現象(用 P.48)の緩和、豪雨時におけるの洪水の緩和、雨水の貯留・浸透、生物多様性(用 P.48)の保全等に資する機能が期待されます。



(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能

都市住民や学童の農作業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の機能が期待されます。



(6) 農業に対する理解の醸成の機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業への理解を醸成する機能で、自然との触れ合いの少ない都市部では、都市農業があることで農業や食、ひいては都市農業の有する多様な機能を理解するきっかけとなることが期待されます。



2 都市農業の有する多様な機能の貨幣評価の試算

本市における都市農業の有する多様な機能の貨幣評価を行うにあたり、多様な機能のうち、市民の生命・財産に及ぼす影響が最も大きいと考えられる国土・環境の保全の機能のうち、水田が持つ雨水の貯留・浸透機能を抜き出して試算した結果は、「別紙 1 水田が持つ雨水の貯留・浸透機能の貨幣評価の試算」(資 P.53)のとおりです。

なお、試算の方法は、いろいろありますが、ここでは雨水の貯留浸透機能を持つ水田の効果を流域貯留浸透事業(用 P.48)にて整備される貯留水槽の事業費に置き換える方法にて評価しました。(代替法(用 P.48))

その結果、毎年72億7千5百万円にも及ぶ非常に大きな効果
を知らず知らずのうちに享受している結果となりました。

これに他の多様な機能を加えれば、さらに計り知れない効果が生み出されていることとなります。

3 都市農業の有する多様な機能の効果の啓発・共有化

本市において都市農業を振興するにあたっては、防災の機能を始めとする都市農業の有する多様な機能が、このように非常に有益であるということを農業者自身や市民に知っていただくことが肝要です。さらには、田畑が適正に保全されているのも農業関係者のたゆまぬ努力の結果であるということを市民に気づいていただき、本市の農産物を買っていただくことが必要であり、極めて重要です。

そのために、都市農業の有する多様な機能の効果を有効、かつ、効果的に啓発し、そのことを農業者・市民の間での共有化が図られるよう、各種の施策を推進します。



4 都市農業のめざす姿の設定の考え方

前述の農業等の現状と課題、都市農業の有する多様な機能を踏まえ、本市が、めざす都市農業の姿について、次の考えのもとに設定します。

① 都市農業振興の必須要素

農業は農地があってこそであり、都市農地の保全は都市農業を振興するうえでの必須要素です。都市農地を適正に保全するためには、農業者に営農目的に見合った合理的な収入を得てもらうことが肝要です。

② 都市農業が有する多様な機能の発揮

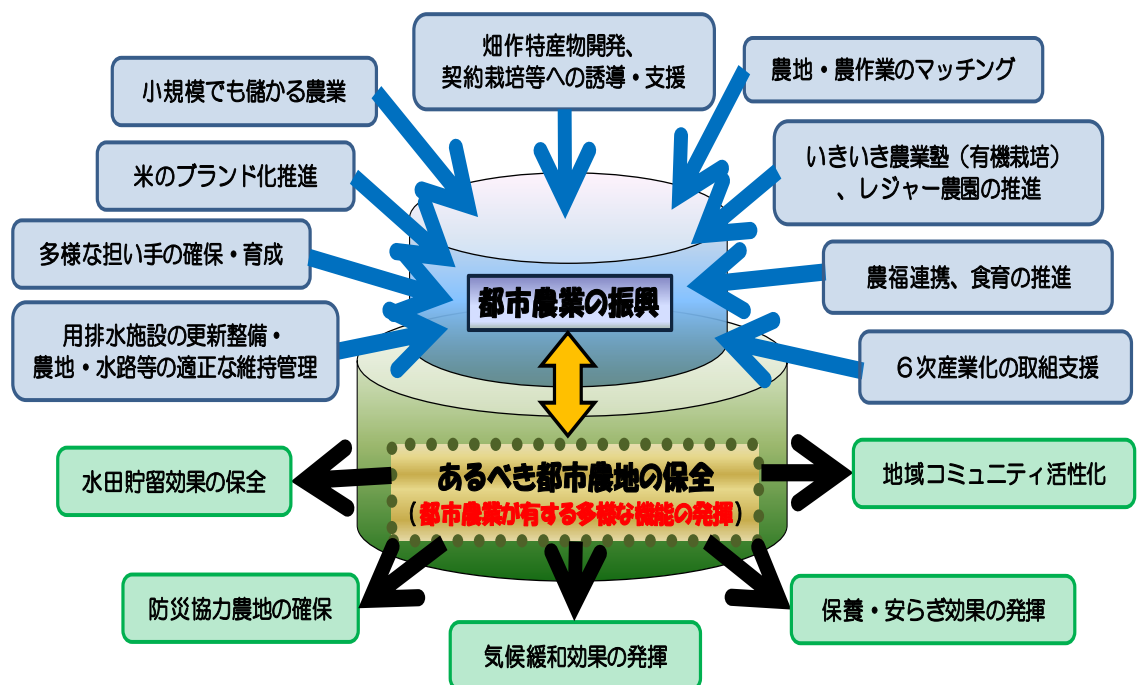
都市農地が健全な状態で存在することにより、都市農業が有する多様な機能が十分に発揮されます。

③ 都市農業が有する多様な機能に対する「気づき」

都市農業が有する多様な機能の発揮による多大なる恩恵について農業者・市民の「気づき」を促すため、各種施策を展開します。

④ 「気づき」の相乗効果

農業者・市民の様々な「気づき」の相乗効果により、あるべき都市農地の適正な保全がさらに図られることとなります。



【図-7 都市農業のめざす姿概念図】

5 都市農業を通して北名古屋市がめざすもの

本市の農業が抱える課題に対応するとともに、農業者に営農目的に見合った合理的な収入を得てもらうため、意欲ある多様な担い手への利用集積や米のブランド化、畑作特産物の開発、販売ルートの確保、地産地消(用 P.48)の推進を図るとともに、都市農業振興の礎となる農業用排水施設の更新整備の計画的な実施、優良農地の確保、多様な担い手の確保・育成、6次産業化(用 P.49)の取組への支援、地域資源(用 P.49)の適切な保全管理、都市農業に対する理解促進のための啓発等を行います。

こうした取組を行うことにより都市農地が健全な状態で保全され、都市農業が有する多様な機能が十分に発揮されます。

特に、平成 12(2000)年の東海豪雨で大水害を経験した本市にとっては、都市農業が有する多様な機能のうち、水田が持つ雨水の貯留・浸透機能の恩恵は計り知れず、都市農地の適正な保全は、市民が安全・安心に生活するうえで重要な課題です。

他方では、近い将来発生が危惧される大規模な地震が起これば、おそらく被災は免れませんが、被災した際、最も頼りになるのは「隣人」です。近くの知り合いだからこそ、被災時にはお互いを心配し、迅速な救助活動などの行動がとれます。常日頃から隣人と上手くコミュニケーションが図られていれば、市民は楽しく、安全・安心な生活を送ることができます。地域コミュニティが活性化されれば、「暮らしやすいまち」となり、有事の際には、「災害に強いまち」となります。

また、被災時に 8 万 5 千人を超える市民が、一時避難場所として即時に逃げ込む空間は、公園などの公共用地や公共施設はもとより、現実的には住宅地に点在する都市農地となることが想定されます。そのため、被災時に住宅地に点在する都市農地を有効に活用できる方策を検討することも重要です。

これらの課題等を踏まえ、都市農業を通して地域コミュニティの活性化につながるよう、住民等の農作業体験・交流、ふれあいの場の提供や農産物直売所等での農産物販売を通じた生産者と消費者の交流、多様な生き物を育む水田等における生き物観察会等の取組を展開します。また、多大なる雨水の貯留・浸透機能、防災機能を発揮する都市農業・農地の適正な保全につながるよう、水田農業の振興に重点的に取り組むとともに防災協力農地(用 P.49)の検討を行います。

これらの施策を農業者や農業関係団体、行政だけではなく市民も含め一丸となって積極的に取り組むとともに、都市農業が有する多様な機能発揮による多大なる恩恵について農業者・市民の「気づき」を促すことにより、『**水と土里ゆたかで誰もが安全に安心して暮らせる北名古屋市**』をめざします。



【凡 例】



生物資源を活かした
米のブランド化



レジャー農園、畑の収穫体験、
農福連携



小規模市場



水路の草刈り、
泥上げ



水田魚道による
生き物調査・観察会



防災協力農地



多様な担い手による
農作業の受委託



いきいき農業塾



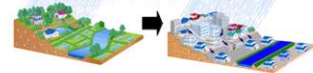
6次産業化



都市農業の啓発事業



水田の保全、
水田貯留効果の保全



【図-8 都市農業のめざす姿イメージ図】

第4章 都市農業振興施策の取組

本市が目指す姿の実現に向けて、本市と愛知県、西春日井農業協同組合（以下「JA 西春日井」という。）、農業者、市民との連携・協働により、「農業生産の強化のための支援」、「身近に土とふれあえる機会の充実」、「農地防災機能の効果的な発現」の3つの施策の柱のもと、各種施策を展開します。

なお、各種施策を実施するうえで、目的が多岐にわたるため、各取組内容の末尾に以下の目的を記載してあります。

農業基盤	…農業基盤の整備・管理に関すること
担い手	…新規就農者や担い手の育成に関すること
農業収入	…農業者の収入増につながる取組に関すること
地産地消	…地産地消に関すること
有機・減農薬	…有機農業（用 P.49）、減農薬・減化学肥料栽培（用 P.49）に関すること
地域	…地域コミュニティの活性化に関すること
高齢化	…農業者の高齢化対策に関すること
啓発	…都市農業に対する啓発・理解促進に関すること
防災	…都市農業・農地が持つ防災・減災機能に関すること
生物多様性	…生物多様性の保全に関すること



【施策体系】

みどり
水土里
ゆたかで
誰もが安全に

安心して暮らせる
北名古屋市

1 農業生産の強化のための支援

- (1) 農業用排水施設の更新整備
- (2) 多様な担い手の確保・育成
- (3) 米のブランド化推進
 - ① 米のブランド化の研究
 - ② ブランド米の地産地消や販路の開拓
 - ③ ブランド米による基金創設の検討
- (4) 畑作振興への支援
 - ① 小規模市場への支援
 - ② 収穫体験への支援
 - ③ 畑作特産物開発、契約栽培等への誘導・支援
- (5) 農地・農業作業のマッチングの取組への支援
- (6) 有機栽培技術の振興（いきいき農業塾）
- (7) 農福連携による都市農業の振興
- (8) 6次産業化の取組への支援
- (9) 地域資源の適切な保全管理

2 身近に土とふれあえる機会の充実

- (1) レジャー農園の推進
- (2) 学校給食における地産地消による食育の推進
- (3) 都市農業の啓発事業に対する支援及び多様な機能の発信
- (4) 水田魚道の啓発・普及

3 農地防災機能の効果的な発現

- (1) 水田貯留効果の保全
- (2) 防災協力農地の確保

1 農業生産の強化のための支援

(1) 農業用排水施設の更新整備

大都市近郊という立地条件を十分に活かしながら都市農業の振興を継続的に行うためには、農地の保全はもとより、農業生産の条件整備が肝要です。現在、農業用排水施設は経年劣化が進み、用排水管理に多大な支障をきたしています。

農業生産を継続的に行うため、幹線水路については、県の補助事業である緊急農地防災事業(用 P.49)や小規模かんがい排水事業(用 P.50)を活用して計画的な改修を推進します。

また、支線水路及び末端水路については、土地改良施設維持管理適正化事業(用 P.50)、単独土地改良事業(用 P.50)により、必要な箇所を適時・適切に補修していきます。

加えて、本市の市街化調整区域には 10ha 以上の一団の優良な農地が存在していることから、本計画において農地保全対象エリアを設定し、JA 西春日井及び農業委員会等と連携しながら農業法人等への利用集積を着実に推進することなどにより、そのエリア内における農地の適正な保全に努めるとともに、都市農業振興の礎となる農業用排水施設を速やかに、かつ、抜本的に整備できるよう国や県と調整を図ります。

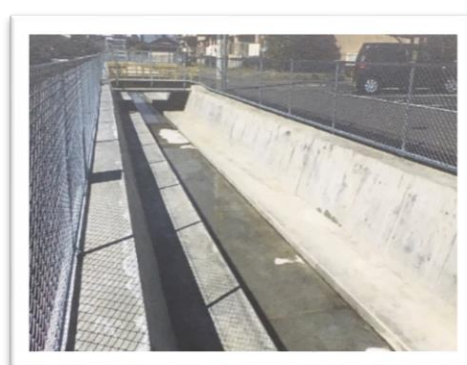
(別紙 2 「農業用排水路 要改修水路位置図」(資 P.54)参照)

農業基盤

【着手前】



【完了】



幹線水路の改修状況(徳重地内)

(2) 多様な担い手の確保・育成

意欲ある多様な担い手を確保・育成するため、愛知県尾張農起業支援センター（用 P.50）、JA 西春日井等と連携しながら多様な担い手の支援に取り組みます。

また、市街化調整区域内の水田については、JA 西春日井等と連携しながら農地保全のため農業法人等へ利用集積を図り、畑については、いきいき農業塾（用 P.50）、愛知県尾張農林水産事務所・JA 西春日井等とともに取り組む畑作特産物開発・販路の拡大などの取組を充実させることに加え、JA 西春日井が実施している農業教室（アグリスクール）（用 P.51）との連携を図りながら、多様な担い手の確保・育成を図ります。

特に、女性は、消費者目線・生活者目線をうまく農業経営に活かされることが期待され、農業と地域の活性化や 6 次産業化等の担い手としても大きく期待される存在であることから、JA 西春日井等と連携しながら都市農業の振興に向け、意欲ある女性の活躍を支援します。

担い手



(3) 米のブランド化の推進

① 米のブランド化の研究

愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課、JA 西春日井等と連携しながら水田にメダカ等の多様な生き物が棲息するという本地域の特色を活かし、減農薬・減化学肥料の特別栽培米（用 P.51）をブランド化する研究に取り組むことにより、意欲ある農業者や農業法人等を支援します。

担い手

農業収入

有機・減農薬

生物多様性

② ブランド米の地産地消や販路の開拓

ブランド米の地産地消や販路の開拓について JA 西春日井等と連携しながら支援します。

特に、市民に対して、都市農業が有する多様な機能や、それらの効果を知らず知らずのうちに享受していることを様々な形で啓発し理解していただくことにより、北名古屋市産ブランド米の積極的な買い支えを要請します。

農業収入

地産地消

啓発

③ ブランド米による基金創設の検討

ブランド米の商標登録を JA 西春日井等と連携しながら本市で行い、商標を利用する農業者や農業法人等から商標利用料を徴収して基金を創設し、農業用排水路の補修等に要する経費に充当する取組を検討します。

農業基盤



【登録商標のイメージ】

(4) 畑作振興への支援

① 小規模市場^{いちば}への支援

地域の農業者が余剰となった旬の野菜を集会施設等を拠点(集落単位)とした小規模な市場^{いちば}で販売する取組を JA 西春日井等と連携しながら支援します。

自家用に栽培している安全・安心、かつ、新鮮な野菜を過剰な包装を省略して安価に販売することにより、農業者と消費者、お互いの利益が一致する関係が構築されるとともに、農業者と地域住民との交流も期待されます。

また、高齢農業者も近隣での販売ルートが確保でき、小規模ながらも収入を得ることが可能となります。

農業収入

地産地消

地域

高齢化



② 収穫体験への支援

畑の収穫体験の取組を JA 西春日井等と連携しながら支援します。

この取組を通じて、農業者は収穫、選別、包装、出荷等の労力が軽減されるとともに、体験費用を利益が確保できる価格に設定することにより応分の利益が期待できます。また、参加者は、自然と触れ合うことにより農業に対する理解が深まるとともに、新鮮な野菜を手に入れることができます。併せて、農業者と参加者との交流が進むことも期待されます。

農業収入

地産地消

地域

高齢化



③ 畑作特産物開発、契約栽培等への誘導・支援

農業者等の収益向上や消費者の購入意欲向上に結び付く畑作特産物の開発に関する取組を、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課及び JA 西春日井等と連携しながら誘導・支援します。

また、名古屋市という大消費地に隣接している地域特性を活かし、安定的な収入確保に寄与されるよう飲食店や販売店に積極的に働きかけ、契約栽培等を提案する農業者等が行う取組を JA 西春日井等と連携しながら誘導・支援します。

担い手

農業収入

地産地消



(5) 農地・農作業のマッチングの取組への支援

高齢等で農業の継続が困難な農業者と経営規模拡大を希望する農業者等を対象として農地のマッチング(用 P.51)の取組をＪＡ西春日井等と連携しながら支援する枠組みを検討します。

また、農作業は行うものの、農作業補助を希望する高齢農業者等と農作業を行いたいという市民等を対象とし、高齢農業者等が農業を継続的に実施できるよう農作業のマッチングの取組をＪＡ西春日井等と連携しながら支援する枠組みを検討します。この取組は、高齢者が農業の先生となることにより活躍の場所が確保され、生きがいを見出すことにつながるとともに、農作業補助者となる市民等との交流が促進されることも期待されます。

これらの取組を通して、遊休農地の活用促進、農業者の高齢者対策を図るとともに、多様な担い手や新規就農者を確保し、営農に対する支援と育成に取り組みます。

担い手

農業収入

地域

高齢化



(6) 有機栽培技術の振興（いきいき農業塾）

市民が、有機栽培で安全・安心な農作物を栽培することにより自然と触れ合う機会を提供し、農業に対する理解を一層促進するとともに、体を動かす畑作業を通して健康づくりにもつなげられる重要な取組であることから、いきいき農業塾を引き続き推進します。

卒業した塾生に対し、農地・農作業のマッチングを行うことにより、引き続き農業を実践できるよう支援します。

担い手

地産地消

有機・減農薬

啓発



(7) 農福連携による都市農業の振興

障害者や高齢者には農業を通して新たな就労機会を生み出し、農業者には福祉の力を通して高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の課題を解決できるよう、福祉団体等と農業者とが連携して行う農福連携事業を支援します。

高齢化

啓発

農福連携とは？

農業者と社会福祉法人や NPO 法人などの福祉団体が連携して、障害者や高齢者らの農業分野での就労を支援する取り組みです。

高齢化や担い手不足に悩む農業者は、農業の維持や地域活性化につながり、障害者・高齢者には雇用や生きがいの創出、介護予防につながるといった効果が期待されます。

(8) 6次産業化の取組への支援

地元産農産物の付加価値の向上を目指し、加工品の開発・製造・販売を行おうとする農業者等に対して、新商品の開発や加工設備、直売所の設置等に係る融資や交付金等の支援が受けられるよう、「六次産業化・地産地消法(用 P.51)」に基づく総合化事業計画(用 P.51)の策定等を支援します。

6次産業化は、雇用確保や農業者等の所得の向上による地域の活性化に結びつくことから、「愛知県6次産業化推進戦略(用 P.52)」に則りつつ、愛知県尾張農林水産事務所農政課及び JA 西春日井等と連携しながら、農業者等が行う取組を支援します。

担い手

農業収入

地産地消

(9) 地域資源の適切な保全管理

農業者や地域住民等が行う地域共同による農地・水路等の草刈り、泥上げなど地域資源の保全活動を支援します。

これらの取組を通じて、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、都市農業が有する多様な機能が適切に維持・発揮されるようにするとともに、多様な担い手への農地利用集積や地域コミュニティの活性化に寄与されることも期待されます。

農業基盤

地域

啓発



2 身近に土とふれあえる機会の充実

(1) レジャー農園の推進

レジャー農園は、非農業者である市民が自ら農作業を行うことで、農業や農地に親しんでもらうとともに、都市農業への理解醸成、周りの作業者と一緒に体を動かす畑作業を通して健康づくりにもつながられる重要な取組であることから、レジャー農園を引き続き適切に運営・管理し、推進します。

また、非農業者のレジャー農園への関心が年々高まってきていることから、農業体験を核としたエリアを設定して都市農業の拠点づくりの検討を行います。

担い手

地産地消

啓発



(2) 学校給食における地産地消による食育の推進

学校給食において、愛知県が取り組む「愛知を食べる学校給食の日」に合わせ、年に３回、北名古屋市産農産物をできるだけ活用する地産地消の取組を実施しています。また、毎月１９日の「食育(用 P52)の日」には、愛知県産の農産物を使用した和食献立を実施しています。

今後とも、学校給食に北名古屋市産農産物を積極的に取り入れ、新鮮で旬な食材を使用した給食を通じて、子どもたちが食や地域環境への関心や愛着を深め、生産者への感謝の気持ちと豊かな人間形成が図られるよう、学校給食における地産地消による食育を推進します。

地産地消

啓発



(3) 都市農業の啓発事業に対する支援及び多様な機能の発信

市民に対する都市農業への理解促進・啓発のため、平成28(2016)年度に市制施行10周年記念事業として『田んぼアート事業』を一般社団法人北名古屋青年会議所を中心とした北名古屋田んぼアート実行委員会(用P.52)が主催し、多くの市民の参加を得ながら毎年実施されています。また、同実行委員会は、平成29(2017)年度から、多くの市民が農業文化に触れ、農に親しむことにより、農のあるまちづくりに参加してもらうことを目的に、^{かかし}案山子コンテストを実施しています。これらの事業理念を継承するため、今後も同実行委員会が行う田んぼアート事業等の取組を支援します。

加えて、都市農業の有する多様な機能の恩恵等について、広報やSNSなどを通して市民に積極的に発信します。

啓発



(4) 水田魚道の啓発・普及

生き物にもやさしい水田で採れた米をブランド化するため水田魚道の啓発・普及を推進します。各地域で水田魚道を設置した際には、「生き物観察会」の開催を通して、地域コミュニティの活性化に寄与されるよう、その取組を支援します。

この取組においては、地域の高齢者に生き物観察会への積極的な参加を促し、子どもの頃に行った魚捕りや川遊びなどを思い出していただくことで一種の回想法に繋げながら、地域の子もたちや住民に、それらを伝承していただくことで高齢者の活躍の場所が確保されるとともに、老若男女の交流が促進されることが期待されます。

また、これらの取組を、市公式ホームページや SNS により、広く発信します。

地域

高齢化

啓発

生物多様性

【北名古屋市公式ホームページ】トピックス

地域の絆を強くする「水田魚道」

<http://www.city.kitanagoya.lg.jp/syoukounousei/suiden/>

【Facebook】「きたなごや 田んぼの生き物係」

<https://www.facebook.com/kita.ikimono/>



【QRコード】

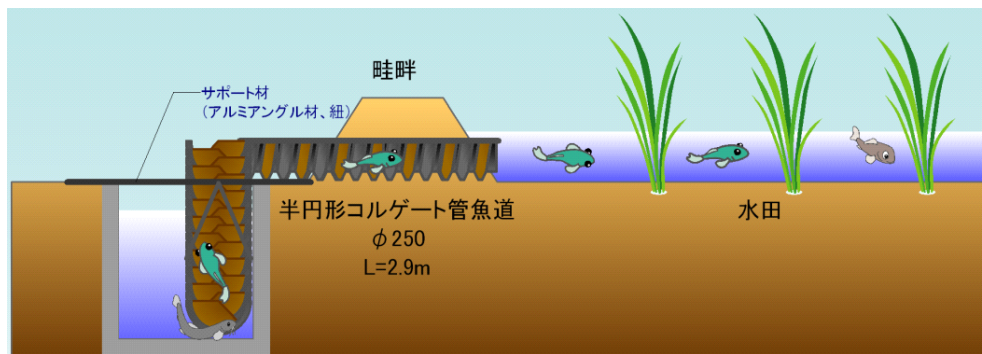


水田魚道とは？

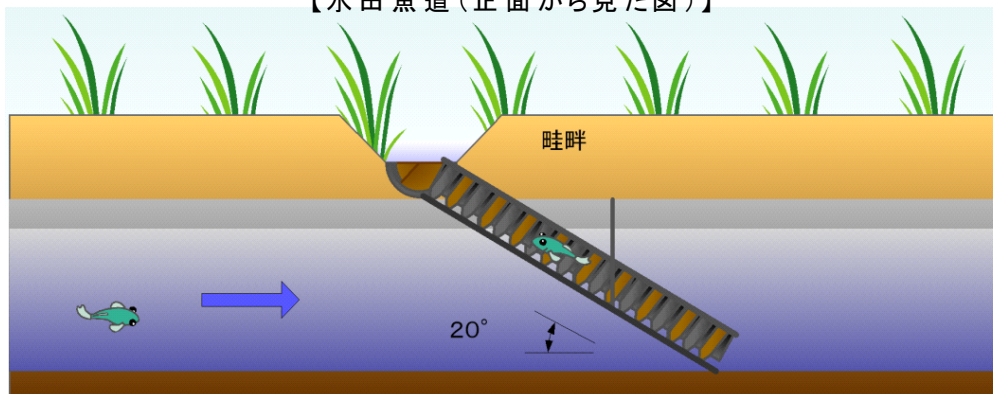
水田魚道は、田んぼと水路をつなぐことによって魚が田んぼに上がれるようにする水路で、材料をφ250mmのポリエチレン製半円形コルゲート管(※)に流量を調整するため、耐水性ベニヤ板を取り付けたもので、安くて施工性がよく、流す水も少量であるのに、遡上性はよく、非常に効果があります。

詳細は別紙3「地域の絆を強くする水田魚道」(資P.55)を参照

※コルゲート管：波形管とも言い、管壁が蛇腹式のひだになっている管。



【水田魚道（正面から見た図）】



【水田魚道（側面から見た図）】



回想法とは？

昔懐かしい生活用具などを用いて、かつて自分が経験したことを楽しみながら皆で語り合うことによって、脳を活性化させ、気持ち（心）を元気にする心理・社会的アプローチが回想法です。

回想法は、対人交流や情緒の活性化、高齢者の QOL(生活の質)向上などに効果があるといわれています。

3 農地防災機能の効果的な発現

(1) 水田貯留効果の保全

周囲を河川に囲まれる本市においては、水田の持つ雨水の貯留・浸透機能により洪水調整がなされていることが、尊い市民の生命・財産が守られている大きな要因の一つとなっています。

この水田を農業者が適正に維持・管理していることにより、市民は計り知れない恩恵を享受しています。

こうした状況を踏まえ、水田を適正に保全するとともに、雨水を一時的に貯留し、浸水を防止・軽減する水田貯留効果を適正に保全するための仕組みを検討し、水害に強い北名古屋市を目指します。

防災



(2) 防災協力農地の確保

大規模な地震や火災等の災害時における住民の安全確保と円滑な復旧活動を行える用地を確保することを目的に、農業者が保有する農地を市民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、災害復旧用の資材置き場等として活用するため、農地所有者と本市が事前に協定を結び、防災協力農地として登録する制度について検討します。

防災



第5章 計画の推進体制

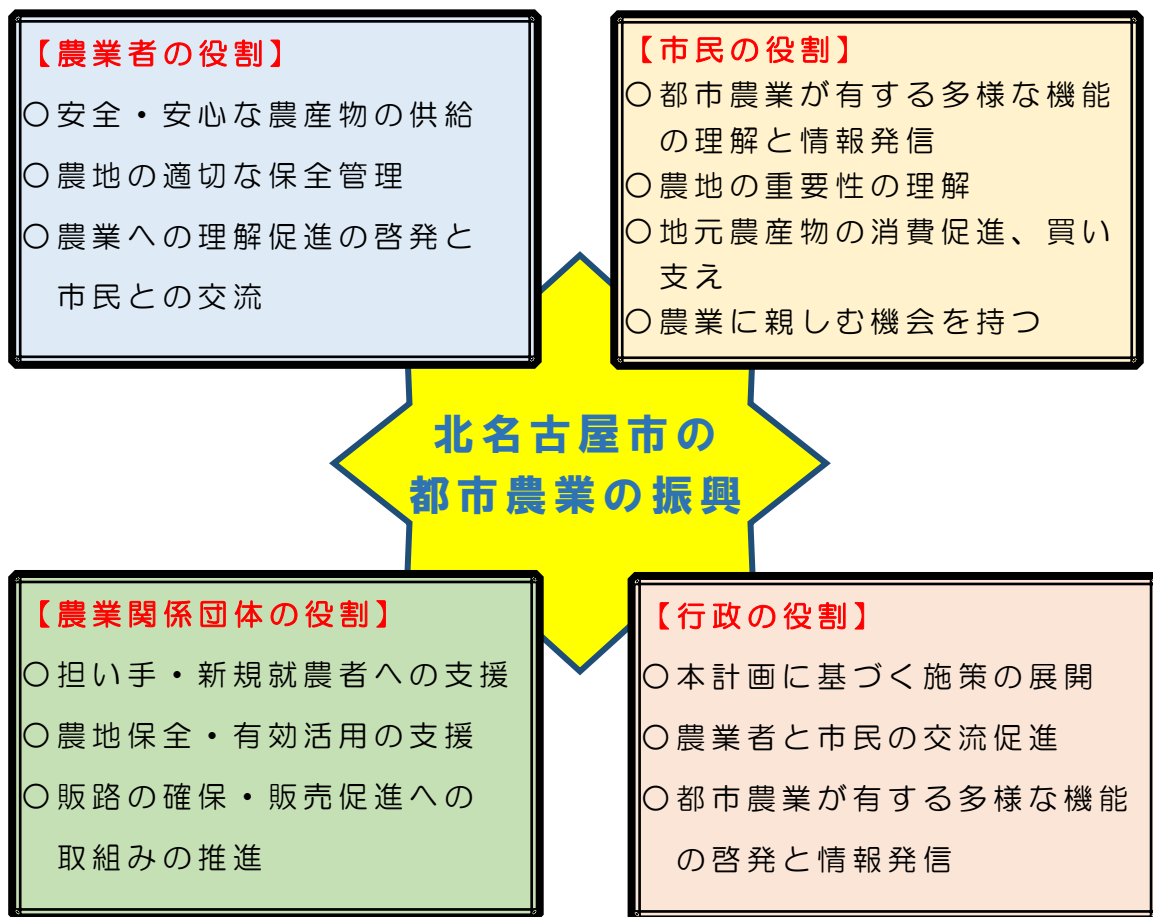
都市農業が有する多様な機能を十分発揮させるため、都市農業の振興を図り、あるべき都市農地を適正に保全するには、本来、農業者自身が主体となる必要があります。しかし、農業者のみの力で、都市農業の振興を図ることは極めて困難です。併せて、本市は名古屋市に隣接する立地条件から住宅都市として都市化を進めてきたことから、都市農業の振興について、これまでそれほど重要視してこなかったことや基本法の制定により、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく方針転換されたことを踏まえ、本計画の策定を契機に行政や農業関係団体から農業者に対し、都市農業の振興に関する様々な提案を行っていく必要があります。

他方では、市民においても、都市農業が有する計り知れない多様な機能の恩恵を毎日の暮らしの中で知らず知らずのうちに享受していることをしっかりと理解し、実感していただくことが肝要です。農業者や農業関係団体、行政だけではなく、市民も含め、皆で都市農業振興の必要性について十分理解したうえで、各々の立場で、でき得ることを実行に移していくことが必要です。

本市としましては、本計画の推進にあたって、農業者、農業関係団体及び市民と緊密に連携を図りながら、本計画の啓発を行うとともに、施策の進行管理を行うことにより着実な実施に努めます。

【図-9 参照】





【図-9 各者が果たすべき役割】





資 料 編



用語集

巻末資料

- 別紙 1 水田が持つ雨水の貯留・浸透機能の貨幣評価の試算
- 別紙 2 農業用排水路 要改修水路位置図
- 別紙 3 地域の絆を強くする「水田魚道」

北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会条例

北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会 構成員

北名古屋市都市農業振興基本計画策定までの経過表



都市農業（P.1）

市街地及びその周辺の地域において行われる農業のことで、本計画では市街化区域内及び市街化調整区域内全ての農地で行われる農業を対象としています。

地域コミュニティ（P.2）

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりで、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）のことをいいます。

農業振興地域（P.4）

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的・経済的・社会的条件を考慮して、相当期間（概ね10年）にわたり一体として農業の振興を図ることが相当と認められる地域のことをいいます。

都道府県知事は、農林水産大臣と協議し、農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき、都道府県知事は農業振興地域を指定します。指定を受けた市町村は、知事と協議し、農業振興地域内の農用地等として利用する農用地区域などを定めた農業振興地域整備計画を策定します。この計画を達成するため、農業振興地域内の土地に対しては、税制上の優遇措置や農業施策の集中的実施などが可能となります。

市街化区域、市街化調整区域（P.5）

都市計画法に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができます。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。区域区分は都道府県の判断で行われ、市街化区域と市街化調整区域の区分を「線引き」と呼んでいます。

スプロール化 (P.5)

都市が無秩序・無計画に拡大してゆく現象のことです。計画的な街路が形成されず、虫食いの宅地開発が進んで行くと公共交通機関や道路などのインフラの整備が困難となり、それぞれの街ブロックの関連性・相互性が無く悪質な住環境になり、防災面でも貧弱な街となってしまいます。

販売農家 (P.6)

経営耕地面積が30a以上又は農林業センサスの調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

基幹的農業従事者 (P.6)

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、農林業センサスの調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいいます。

認定農業者 (P.6)

農業経営基盤強化促進法（昭和55(1980)年法律第65号）の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む）をいいます。

主業農家 (P.6)

農業所得が主（農業所得が農外所得以上）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

担い手 (P.6)

効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者のこと。認定農業者や集落営農（集落内の農家が農業生産等を共同で行う営農）などを指します。

農林業センサス (P.6)

日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

耕地面積 (P.8)

農作物の栽培を目的とする土地（けい畔を含む）の面積のことです。

農業産出額 (P.9)

その年の1月から12月の1か年の間に生産された農産物や加工農産物について、生産量に農家庭先価格（卸売価格から集出荷経費および卸売手数料を控除した金額）を乗じ算出したもので、市町村を推計単位としたものです。

レジャー農園 (P.9)

市内在住の農業者以外の者が野菜、花等を栽培して自然にふれ合うことによって、農業に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び遊休農地の利用増進を図ることを目的とし、市が貸し付ける農園です。

幹線水路 (P.10)

幹線水路は、堰等で取水した水を田畑へ運ぶ大動脈です。

十五ヶ用水の幹線水路は、熊之庄牛流地先の合瀬川に設けられた十五ヶ堰から取水した水を1号幹線水路により主に旧西春方面に導いています。また、熊之庄堤下交差点の東の地点において、1号幹線水路から2号幹線水路に分水され、旧師勝方面に導いています。このように、幹線水路は、導水系の水路です。

支線水路 (P.10)

支線水路は、幹線水路から分かれた水路で、集団的な田畑に水を送る重要な役割（送水系水路）を担っています。

末端水路（P.10）

末端水路は、支線水路から分かれた水路で、個々の田畑に水を配る重要な役割（配水系水路）を担っています。

農業用排水施設（P.10）

食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための用水路、排水路、用排水機場等のことです。

特定都市河川浸水被害対策法（P.13）

都市部を流れて浸水被害を起こす特定の河川と流域を国土交通大臣、または、都道府県知事が指定し、排水設備の設置、雨水の貯留・浸透設備の整備などにより、浸水被害を防ぐことを目的とした法律です。

生産緑地（P.14）

市街化区域内にある農地や山林で、都市計画によって指定されるもの。

生産緑地は農地等として管理されなければならない（営農の継続義務）、建築物等の新改築、宅地造成などについて市町村長の許可が必要となりますが、原則として、農林漁業を営むために必要な建築や造成等でなければ許可されません（直売所、農家レストラン等の設置は可能）。

生産緑地は、市街化区域内の土地であっても一定の条件を満たせば農地とみなして課税されるなど税制上の優遇措置が適用されます。

また、生産緑地における農林漁業の主たる従事者が死亡等の理由で従事することができなくなった場合、または、生産緑地として定められてから30年が経過した場合には（30年経過後は10年ごとに延長可能）、市町村長に買い取りを申し出ることができます。そして、申し出てから3ヵ月以内に所有権の移転がない場合には、行為制限が解除されます。

ヒートアイランド現象 (P.17)

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいいます。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といえます。

生物多様性 (P.17)

様々な生態系が存在すること、並びに、生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいいます。人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっています。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えています。

流域貯留浸透事業 (P.19)

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、治水の安全度を確保するため、河川外において公共公益施設（学校、公園、住宅、団地等）又はその敷地を貯留浸透機能を持つ構造に改良する事業です。

代替法 (P.19)

事業効果を算定する方法の一つで、当該事業を実施した場合と同等の価値・効果を提供すると考えられる既往の事業・サービス等を特定し、その現況価格を基準に事業効果を算定する手法です。

地産地消 (P.21)

地域で生産されたものを単に地域で消費するだけでなく、それらの活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組みのことです。これにより、消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係となり、地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化が図られます。

6次産業化（P.21）

農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとする取り組みです。

地域資源（P.21）

農地、水路、農道等のことです。これらを維持・保全する地域ぐるみの活動を実施することにより、都市農業が有する多様な機能の維持が図られることとなるため、地域における資源として位置付けています。

防災協力農地（P.21）

地震に備え、住民の一時避難所や復旧用の資材置き場として使える農地を自治体が登録したり、地元農協と協定を結んだりする制度。

有機農業（P.23）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。

減農薬・減化学肥料栽培（P.23）

化学合成農薬の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物に慣行的に行われている使用回数の5割以下である栽培方法。また、化学肥料の使用量が、当該地域の同作期において当該農産物に慣行的に行われている使用量の5割以下である栽培方法のことです。

緊急農地防災事業（P.25）

県税である法人事業税の超過課税を財源として、農地及び農業用施設等の自然災害を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、併せて、県土の保全に資することを目的に、公共事業では早期に対応困難なものなどを対象に、県からの助成をうけて排水機場、排水路等の新設、改修を行う事業です。

小規模かんがい排水事業（P.25）

県が助成する単県土地改良事業のうち、実施中の国・県営事業に関連して併せ実施することがより効果は大きいものの、単位面積あたり事業費や採択基準などの制限を受け国の補助を受けられなかったかんがい排水施設の整備で、公共性が大きいと知事が認め、事業費が概ね100万円以上のものに対して県からの助成が受けられます。

土地改良施設維持管理適正化事業（P.25）

土地改良施設の維持管理において、「数年に一回行うような施設の整備補修」に対して、国30%、県30%の助成を受け、用排水路施設などの機能の保持と耐用年数の確保を目的として実施する事業です。

単独土地改良事業（P.25）

小規模のため公共事業の採択要件に満たない末端地域の土地改良事業や公共事業の補完的な事業に対し、一定基準以上の地区を対象に県からの助成を受けて実施する事業です。

農起業支援センター（P.26）

農業後継者、新規就農希望者、企業やNPOを含め他業種から農業への参入を希望する法人に対して、就農相談、生産技術指導等の支援を行うため、愛知県に8か所ある農林水産事務所農業改良普及課内に設置されている組織です。

いきいき農業塾（P.26）

市内在住で、農業に興味のある方を対象として、有機農業による野菜作りを体験し、農業の難しさや収穫の楽しさを学んでいただくものです。

毎週木曜日の畑における実習、毎月第2木曜日は講義(テーマは、野菜作りの基本、環境や食に関する内容など)、11月は収穫祭、12月は視察研修を実施しています。

農業教室(アグリスクール) (P.26)

平成29(2017)年4月にJA西春日井は、管内の農地保全と有効利用及び都市農業の振興を担う生産者育成を図るため、農地保有者である組合員とその家族を対象にJA版農業教室(アグリスクール)を独自に開講しています。定年を機に農業を始めたい人、野菜の栽培方法がわからず勉強したい人などが受講しており、将来的には生産者として、JAの産直部会員になることや都市農業を支える多様な担い手となることが期待されています。

特別栽培米 (P.26)

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って栽培された米のことで、具体的には、慣行的な栽培方法から、化学合成農薬の使用回数を50%以上削減、化学的に合成された肥料の窒素成分量を50%以上削減して作られた米のことをいいます。

マッチング (P.30)

本計画では、農地を買いたい(借りたい)人と売りたい(貸したい)人を結ぶこと。また、農作業を行いたい人と一部作業を含む農作業の補助をして欲しい人を結ぶことをいいます。

六次産業化・地産地消法 (P.32)

正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」といい、農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策(「地産地消等」)を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目指して、平成22(2010)年12月に公布されました。

総合化事業計画 (P.32)

農林漁業者等が、農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画を策定し、農林水産大臣が認定する制度です。

認定を受けると、新商品の開発や加工設備、直売所の設置等に取り組む際に、融資や交付金等の支援を受けることができるなどの各種メリットがあります。

愛知県6次産業化推進戦略（P.32）

農山漁村の雇用確保や農林漁業者等の所得の向上による地域の活性化を図るため、戦略における「6次産業化の取組方針」として、愛知県農林水産部が平成28(2016)年3月に策定した計画で、従来の個別取組ごとに実施していた支援を基礎として、地域のネットワーク構築の支援などを含めた新しい展開を目指しています。

食育（P.35）

平成17(2005)年7月に施行された「食育基本法」の規定では、食育は生きるうえでの基本であって、知育・徳育および体育の基礎となるべきもの、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

北名古屋田んぼアート実行委員会（P.36）

北名古屋市制施行10周年記念事業を行うため結成された任意の組織で、その後も引き続き、田んぼアート事業を毎年行っています。参加団体は、北名古屋青年会議所、JA西春日井、市役所、NPO団体、名古屋芸術大学、土地家屋調査士他で組織されています。



別紙 1 水田が持つ雨水の貯留・浸透機能の貨幣評価の試算

【検討内容】

- 雨水の貯留浸透機能を持つ水田の効果を流域貯留浸透事業にて整備される貯留水槽の事業費で置き換えて、右記のとおり評価しました。（代替法）
- 右記の表は、愛知県尾張建設事務所管内におけるここ数年間の尾張流域貯留浸透事業の実績です。
- 流域貯留浸透事業とは、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、治水の安全度を確保するため、河川外において公共公益施設（学校、公園、住宅、団地等）又はその敷地を貯留浸透機能を持つ構造に改良する事業です。



【検討結果】

○水田の効果： 反当・1年当たり2,500千円

○市全体の効果額：1年当たり72億75百万円

莫大な効果額となる

流域貯留浸透事業の貯留量当りの平均事業費の算出

（愛知県尾張建設事務所 調べ）

地区名	① 貯留量(m ³)	② 全体事業費(千円)	②/① 全体事業費/貯留量 (千円/m ³)	貯留方式
細木公園	7,380	645,400	87.45	地下貯留式
双葉公園	1,125	90,000	80.00	地下貯留式
勝川駅南公園	2,940	421,100	143.23	地下貯留式
枇杷島公園	1,000	93,870	93.87	表面貯留式
上新公園	500	60,700	121.40	表面貯留式
計	12,945	1,311,070.0	101.28 (平均事業費)	

上記表より、1 m³貯留するために必要となる平均事業費 ⇒ **÷ 101千円/m³**

事業費に、還元率（※1）を乗じて年効果額を算定する。

（※1）還元率とは、ある効果を持つ施設を造成するための建設費から、その施設の耐用年数期間における年効果額を算出するための係数です。

$$\text{還元率} = (i \times (1 + i)^n) / ((1 + i)^n - 1)$$

ここで i = 割引率（4%）（※2） n = 耐用年数（40年：鉄筋コンクリート用排水路）とおくと

還元率 = 0.0505 となる。

（※2）割引率とは、将来の価値を現在時点の価値に割り引く際に用いられる係数のことです。
数値出典：土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について（農林水産省）

したがって、耐用年数（40年）のうちの1年間分の効果額は、

$$101 \text{千円/m}^3 \times 0.0505 = 5,101 \text{円/m}^3 \cdot \text{年} \quad \text{÷} \quad \text{5,000円/m}^3 \cdot \text{年}$$

水田周囲の道路と田面との平均的な高低差を50cmとすると、1,000m²（1反）当たりの貯留量は500m³であることから

$$1,000 \text{m}^2 \text{（1反）当たりの年間効果額は、} \\ 5,000 \text{円/m}^3 \cdot \text{年} \times 500 \text{m}^3 / \text{反} = \text{2,500千円/反} \cdot \text{年}$$

市内の水田面積は291haであるため、市全体の年間効果額は、

$$2,500 \text{千円/反} \cdot \text{年} \times 291 \text{ha} \times 10 = \text{7,275,000千円/年}$$

別紙2 農業用排水路 要改修水路位置図

小 牧 市

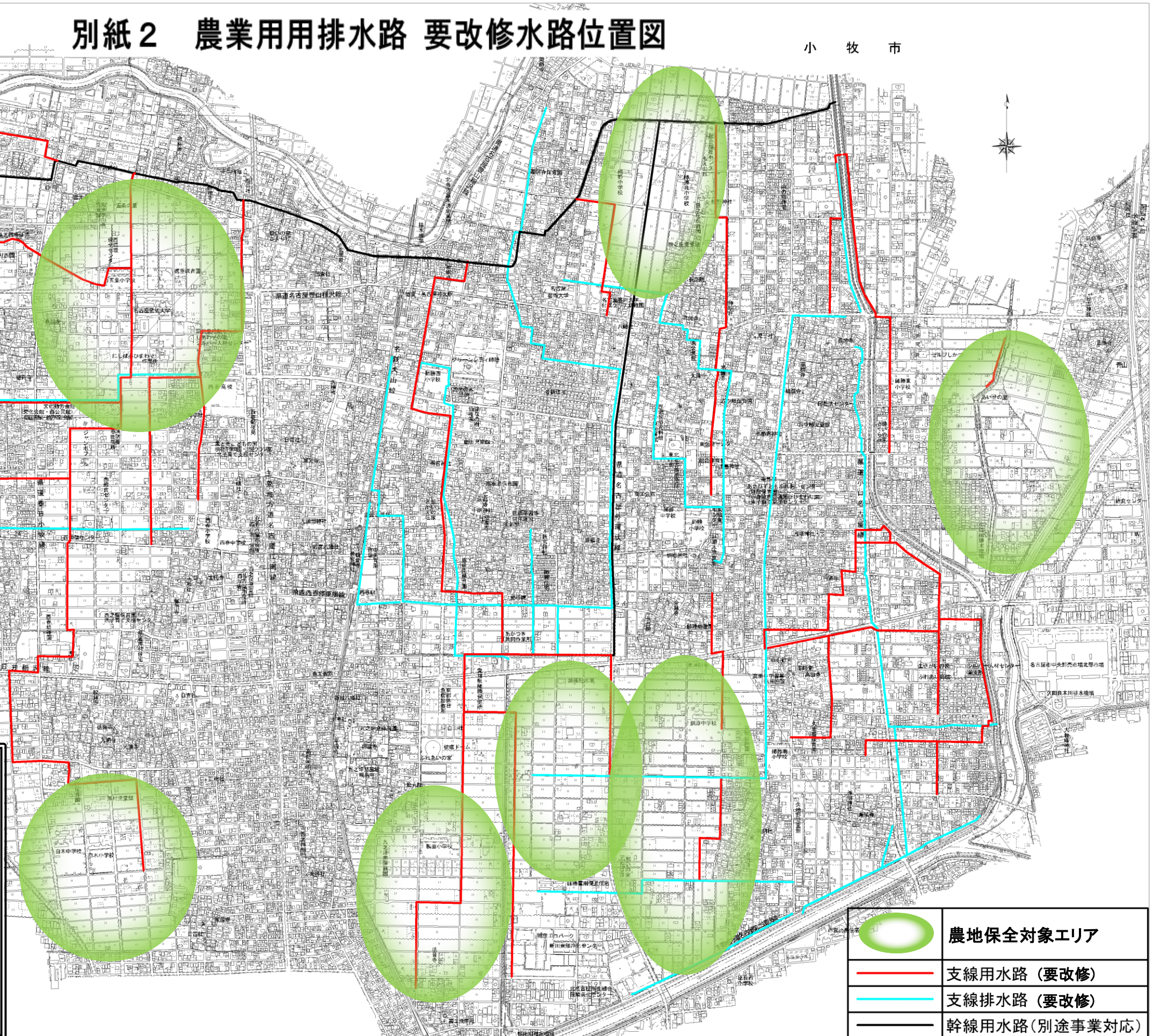
一 宮 市

【凡例の説明】

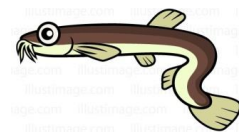
農地保全対象エリア：市街化調整区域における10ha以上の一団の農地を設定。

幹線用水路：緊急農地防災事業、小規模かんがい排水事業にて計画的に順次改修中。

支線用水路：単独土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業により部分的な補修をしているが、経年劣化のため抜本的な改修が必要。



別紙3 地域の絆を強くする「水田魚道」^{すいでんぎょどう}



水田魚道とは？

○ 水田魚道は、田んぼと水路をつなぐことによって魚が田んぼに上れるようにするため、愛知県農業総合試験場が平成15(2003)年から平成19(2007)年にかけて開発したものです。
○ この水田魚道は、材料をφ250mmのポリエチレン製半円形コルゲート管に流量を調整するために耐水性ベニヤ板を取り付けたもので、**安くて施工性がよく、流す水も少量であるのにたくさんの魚が上がる**など、**非常に効果があります**。

水田魚道を設置するとこんな効果が…

地域の絆が強くなる(防犯効果等)



農業者や地域が主体となって地域の子もたちと一緒に**生き物観察会**を定期的の実施すると…

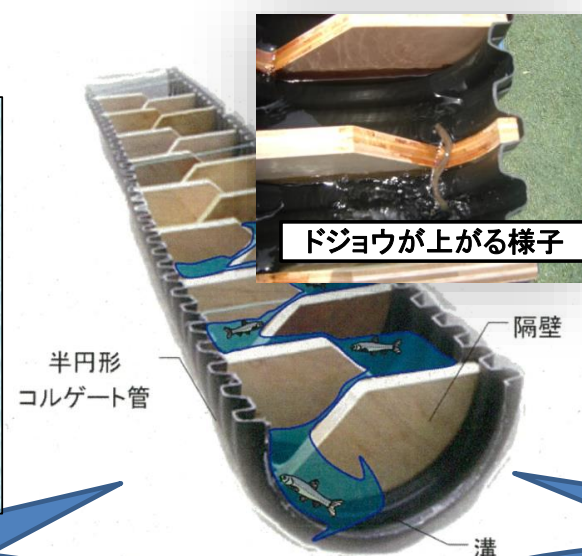
これまで接点が少なかった農業者、地域、近所の子もたち、親が**顔見知り**になる。

常日頃から農業者や地域が近所の子もたちに意識的に目を配るようになるため**防犯効果が期待**。

収穫祭などの**イベント**を行うことで**地域の絆**は更に高まる。(例えば、地域主体で子もたちに田植えから収穫までの農業体験を実施したり、餅米を栽培し皆で収穫して餅つき大会などを行う。)

水田魚道の特長

- 1m当りの重量は約3.5kg
- 材料費は6m当りで約20万円
- 1秒間に50～500mlの水で遡上可
- 隔壁をスライドさせ流量を調整
- 水路勾配は20°程度
- パイプの溝で魚は休憩しながら遡上するが、パイプが黒いので鳥に見つけられにくい。



農業者の利益を高める

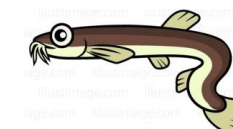
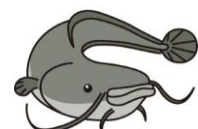
無農薬・減化学肥料の特別栽培を行うことにより、魚が棲める水田で栽培した**安全・安心な米**として**ブランド化**し、**農業者自身で付加価値を付けた価格を設定し**売却。

地域の人たちに**農業に対する意識**を高める

地域が水田や農業に目を向けるようになり、**水田の多様な機能**、とりわけ**雨水の貯留・浸透機能**への**理解**が促進。

地域に雨水の貯留・浸透機能が大事であることの「**気づき**」を促すことにより、**地域から水田保全の声**が上がりだす。

いろんな生き物が棲みだす(**生物多様性の保全**)



北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会条例

（設置）

第1条 都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条第1項の規定に基づき、北名古屋市における都市農業の振興に関する計画（以下「都市農業振興基本計画」という。）を策定するため北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市農業振興基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 都市農業振興基本計画において定める施策等の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市農業の振興に関すること。

（組織等）

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業者の代表者
- (3) 農業団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 策定委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明をさせ、又は意見を聴くことができる。

6 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、建設部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北名古屋市都市農業振興基本計画策定委員会 構成員

(敬称略・五十音順)

氏 名	所属・役職等
いまい こういち 今井 幸一	愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課 課長補佐（技術指導グループ班長）
うえの てつろう 上野 哲郎	愛知県尾張農林水産事務所農政課 主幹（農地調整・農村対策グループ班長）
くわはら まさき 桑原 正城	西春地区実行組合長会 会長
しば た だとし 柴田 忠利	師勝地区実行組合長会 会長
ちゃのう くにお 茶納 邦夫	十五ヶ用水土地改良区 理事長
ながせ かすお 長瀬 一雄	北名古屋市農業委員会 会長
にわ しゅんこ 丹羽 順子	北名古屋市食生活改善推進協議会 会長
ひが まさみち 比嘉 正道	有限会社 比良トラクター
むかい きよし 向井 清史	名古屋市立大学大学院経済学研究科 特任教授
やまざき てるよ 山崎 晃代	NPO 法人アット・ユア・ホームひよコッコ 理事長
よしの たかこ 吉野 隆子	オーガニックファーマーズ名古屋 代表
わたなべ みちお 渡辺 三千雄	西春日井農業協同組合 企画部長

◎…会長、○…職務代理

北名古屋市都市農業振興基本計画策定までの経過表

実施年月日	内 容
平成 30(2018)年 7 月 9 日	第 1 回都市農業振興基本計画 策定委員会 ・基本計画骨子（案）の検討
平成 30(2018)年 10 月 30 日	第 2 回都市農業振興基本計画 策定委員会 ・基本計画（案）の検討
平成 31(2019)年 1 月 8 日 ～平成 31(2019)年 2 月 7 日	パブリックコメント ・基本計画（案）の意見聴取
平成 31(2019)年 2 月 12 日	第 3 回都市農業振興基本計画 策定委員会 ・基本計画最終とりまとめ



北名古屋市都市農業振興基本計画

～^{みどり}水土里ゆたかで誰もが安全に安心して暮らせる
北名古屋市をめざして～

発 行	北名古屋市 北名古屋市熊之庄御櫛 60 番地 〒481-8501
電 話	0568-22-1111(代表)
企 画・編 集	北名古屋市役所 建設部 商工農政課
ホームページ	http://www.city.kitanagoya.lg.jp/
facebook	https://www.facebook.com/kita.ikimono/ (きたなごや 田んぼの生き物係)
E - m a i l	shoko@city.kitanagoya.lg.jp

発行 平成 31(2019) 年 3 月